



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*19 大学教育職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則 (人事課)
- \*20 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 ( " )
- \*21 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " )
- \*22 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地管理規則を廃止する規則 (環境生活総務課)

### ○ 教育委員会規則

- \*7 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

- 404 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地の事務委託に関する規約 (環境生活総務課)

## 規 則

### 和歌山県規則第19号

大学教育職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

大学教育職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則

大学教育職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和42年和歌山県規則第123号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第20号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部

を次のように改正する。

本則第9号中「(大学を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第21号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

## 現 業 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	120,800	183,800	221,100	262,300	289,700
	2	121,900	185,600	223,000	264,400	292,000
	3	123,000	187,400	224,900	266,500	294,300
	4	124,100	189,200	226,800	268,600	296,600
	5	125,200	190,800	228,600	270,700	298,700
	6	126,300	192,600	230,600	272,800	301,000
	7	127,400	194,400	232,600	274,900	303,300
	8	128,500	196,200	234,600	277,000	305,600
	9	129,600	198,000	236,600	279,100	307,800
	10	130,700	199,800	238,600	281,200	310,100
	11	131,800	201,600	240,600	283,300	312,400
	12	132,900	203,400	242,600	285,400	314,700
	13	134,000	205,000	244,600	287,500	316,900
	14	135,100	206,900	246,600	289,600	319,100
	15	136,200	208,800	248,600	291,700	321,300
	16	137,300	210,700	250,600	293,800	323,500
	17	138,400	212,600	252,600	295,900	325,700
	18	139,500	214,600	254,600	298,000	327,800
	19	140,600	216,600	256,600	300,100	329,900
	20	141,700	218,600	258,600	302,200	332,000
	21	142,800	220,400	260,500	304,300	334,100
	22	144,100	222,400	262,400	306,400	336,200
	23	145,400	224,400	264,300	308,500	338,300
	24	146,700	226,400	266,200	310,600	340,400
	25	148,000	228,300	268,200	312,600	342,300
	26	149,500	230,200	270,100	314,700	344,300
	27	151,000	232,100	272,000	316,800	346,300
	28	152,500	234,000	273,900	318,900	348,300
	29	153,800	235,700	275,800	320,900	350,200
	30	155,300	237,300	277,700	323,000	352,100
	31	156,800	238,900	279,600	325,100	354,000
	32	158,300	240,500	281,500	327,200	355,900
	33	159,700	242,100	283,200	329,100	357,800
	34	162,300	243,700	285,100	331,200	359,600
	35	164,900	245,300	287,000	333,300	361,400
	36	167,500	246,900	288,900	335,400	363,200
	37	170,200	248,400	290,600	337,300	365,100
	38	171,900	250,000	292,400	339,300	366,600

	39	173,600	251,600	294,200	341,300	368,100
	40	175,300	253,200	296,000	343,300	369,600
	41	176,800	254,600	297,900	345,200	371,100
	42	178,600	256,000	299,600	347,100	372,300
	43	180,400	257,400	301,300	349,000	373,500
	44	182,200	258,800	303,000	350,900	374,700
再	45	183,800	260,100	304,700	352,800	375,700
	46	185,300	261,500	306,400	354,400	376,600
	47	186,800	262,900	308,100	356,000	377,500
	48	188,300	264,300	309,800	357,600	378,400
任	49	189,600	265,600	311,300	359,300	379,400
	50	190,900	266,900	312,900	360,500	380,200
	51	192,200	268,200	314,500	361,700	381,000
	52	193,500	269,500	316,100	362,900	381,800
用	53	194,900	270,600	317,800	363,900	382,700
	54	196,200	271,900	319,400	365,000	383,400
	55	197,500	273,200	321,000	366,100	384,100
	56	198,800	274,500	322,600	367,200	384,800
職	57	200,000	275,700	324,100	368,100	385,500
	58	201,300	276,800	325,300	368,800	386,200
	59	202,600	277,900	326,500	369,500	386,900
	60	203,900	279,000	327,700	370,200	387,600
員	61	205,100	280,200	328,800	370,800	388,100
	62	206,300	281,200	329,800	371,500	388,800
	63	207,500	282,200	330,800	372,200	389,500
	64	208,700	283,200	331,800	372,900	390,200
以	65	210,000	284,200	332,700	373,400	390,700
	66	211,100	285,100	333,500	374,100	391,400
	67	212,200	286,000	334,300	374,800	392,100
	68	213,300	286,900	335,100	375,500	392,800
外	69	214,400	287,900	336,000	376,000	393,300
	70	215,500	288,700	336,700	376,700	394,000
	71	216,600	289,500	337,400	377,400	394,700
	72	217,700	290,300	338,100	378,100	395,400
の	73	218,800	291,100	338,600	378,600	395,900
	74	219,900	291,600	339,200	379,300	396,600
	75	221,000	292,100	339,800	380,000	397,300
	76	222,100	292,600	340,400	380,700	398,000
職	77	223,000	293,000	340,800	381,200	398,500
	78	224,100	293,400	341,300	381,800	399,200
	79	225,200	293,800	341,800	382,400	399,900
	80	226,300	294,200	342,300	383,000	400,600
員	81	227,300	294,500	342,800	383,700	401,100
	82	228,100	294,900	343,300	384,300	401,800
	83	228,900	295,300	343,800	384,900	402,500
	84	229,700	295,700	344,300	385,500	403,200
	85	230,500	296,000	344,800	386,200	403,700

86	231,200	296,400	345,300	386,800	
87	231,900	296,800	345,800	387,400	
88	232,600	297,200	346,300	388,000	
89	233,400	297,500	346,700	388,700	
90	234,200	297,900	347,200	389,300	
91	235,000	298,300	347,700	389,900	
92	235,800	298,700	348,200	390,500	
93	236,500	298,900	348,500	391,200	
94	237,200	299,300	349,000		
95	237,900	299,700	349,500		
96	238,600	300,100	350,000		
97	239,400	300,300	350,300		
98	240,100	300,700	350,800		
99	240,800	301,100	351,300		
100	241,500	301,500	351,800		
101	242,300	301,700	352,100		
102	242,800	302,100	352,500		
103	243,300	302,500	352,900		
104	243,800	302,900	353,300		
105	244,100	303,100	353,800		
106		303,500	354,200		
107		303,900	354,600		
108		304,300	355,000		
109		304,500	355,500		
110		304,900	355,900		
111		305,300	356,300		
112		305,700	356,700		
113		305,900	357,200		
114		306,300			
115		306,700			
116		307,100			
117		307,300			
118		307,600			
119		307,900			
120		308,200			
121		308,600			
122		308,900			
123		309,200			
124		309,500			
125		309,900			
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000

## 別表第 2 (第 3 条関係)

## 現業職給料表年齢別初任給基準表

満 年 齢 (歳)	初 任 給
16未満	1 級 1 号給
16	1 級 5 号給
17	1 級 9 号給
18	1 級 13 号給
19	1 級 17 号給
20	1 級 18 号給
21	1 級 21 号給
22	1 級 22 号給
23	1 級 25 号給
24	1 級 29 号給
25	1 級 30 号給
26	1 級 33 号給
27	1 級 34 号給
28	1 級 37 号給
29	1 級 38 号給
30	1 級 41 号給
31	1 級 45 号給
32	1 級 46 号給
33	1 級 49 号給
34	1 級 50 号給
35	1 級 53 号給
36	1 級 57 号給
37	1 級 58 号給
38	1 級 61 号給
39	1 級 62 号給
40以上	1 級 65 号給

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった現業職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において現業職員の給与に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた現業職員の切替日における号給は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

附則別表第 1 (附則第 2 項関係)

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

職員の号給の切替表

旧号給	旧 級								
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	14
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	14
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	14
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	14
	12 月以上			5	1	9	1	1	14
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	14
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	14
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	14
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	14
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	14
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	14
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	14
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	14
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	14
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	14
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	14
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	14
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	14
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	14
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	14
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	14
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	15
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	17
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	18
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	19
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	19
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	20
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	21
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	22
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	23
	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	23



7	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	24
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	25
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	26
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	27
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	27
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	28
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	29
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	31
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	32
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	32
	3 月以上 6 月未満	30	54	34	30	38	26	22	33
	6 月以上 9 月未満	31	55	35	31	39	27	23	34
	9 月以上 12 月未満	32	56	36	32	40	28	24	35
	12 月以上	33	57	37	33	41	29	25	36
10	3 月未満	33	57	37	33	41	29	25	36
	3 月以上 6 月未満	34	58	38	34	42	30	26	37
	6 月以上 9 月未満	35	59	39	35	43	31	27	39
	9 月以上 12 月未満	36	60	40	36	44	32	28	40
	12 月以上	37	61	41	37	45	33	29	42
11	3 月未満	37	61	41	37	45	33	29	42
	3 月以上 6 月未満	38	62	42	38	46	34	30	43
	6 月以上 9 月未満	39	63	43	39	47	35	31	45
	9 月以上 12 月未満	40	64	44	40	48	36	32	48
	12 月以上	41	65	45	41	49	37	33	50
12	3 月未満	41	65	45	41	49	37	33	50
	3 月以上 6 月未満	41	66	46	42	50	38	34	52
	6 月以上 9 月未満	42	67	47	43	51	39	35	55
	9 月以上 12 月未満	42	68	48	44	52	40	36	58
	12 月以上	43	69	49	45	53	41	37	60
13	3 月未満	43	69	49	45	53	41	37	60
	3 月以上 6 月未満	43	70	50	46	54	42	38	63
	6 月以上 9 月未満	44	71	51	47	55	43	39	66
	9 月以上 12 月未満	44	72	52	48	56	44	40	68
	12 月以上	45	73	53	49	57	45	41	71
	3 月未満	45	73	53	49	57	45	41	71
	3 月以上 6 月未満	45	74	54	49	58	46	42	73

14	6月以上9月未満	45	75	55	50	59	47	43	74
	9月以上12月未満	46	76	56	50	60	48	44	76
	12月以上	46	77	57	51	61	49	45	78
15	3月未満	46	77	57	51	61	49	45	78
	3月以上6月未満	46	78	58	51	62	50	46	80
	6月以上9月未満	47	79	59	52	63	51	47	82
	9月以上12月未満	47	80	60	52	64	52	48	84
	12月以上	47	81	61	53	65	53	49	85
16	3月未満	47	81	61	53	65	53	49	85
	3月以上6月未満	48	82	62	54	66	54	50	85
	6月以上9月未満	48	83	63	55	67	55	51	85
	9月以上12月未満	48	84	64	56	68	56	52	85
	12月以上	49	85	65	57	69	57	53	85
17	3月未満	49	85	65	57	69	57	53	85
	3月以上6月未満	49	86	66	57	70	58	54	85
	6月以上9月未満	49	87	67	58	71	59	55	85
	9月以上12月未満	49	88	68	58	72	60	56	85
	12月以上	50	89	69	59	73	61	57	85
18	3月未満	50	89	69	59	73	61	57	85
	3月以上6月未満	50	90	70	59	74	62	58	85
	6月以上9月未満	50	91	71	60	75	63	59	85
	9月以上12月未満	50	92	72	60	76	64	60	85
	12月以上	51	93	73	61	77	65	61	85
19	3月未満	51	93	73	61	77	65	61	85
	3月以上6月未満	51	93	74	61	78	66	62	85
	6月以上9月未満	51	93	75	61	79	67	63	85
	9月以上12月未満	51	93	76	62	80	68	64	85
	12月以上	52	93	77	62	81	69	65	85
20	3月未満			77	62	81	69	65	85
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	85
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	85
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	85
	12月以上			81	63	85	73	69	85
21	3月未満			81	63	85	73	69	85
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	85
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	85

	9 月以上12月未満			84	64	88	76	72	85
	12月以上			85	65	89	77	73	85
22	3 月未満			85	65	89	77	73	
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74	
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75	
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76	
	12月以上			89	67	93	81	77	
23	3 月未満			89	67	93	81		
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82		
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83		
	9 月以上12月未満			92	68	96	84		
	12月以上			93	69	97	85		
24	3 月未満			93	69	97	85		
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86		
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87		
	9 月以上12月未満			96	72	100	88		
	12月以上			97	73	101	89		
25	3 月未満			97	73	101			
	3 月以上 6 月未満			98	73	102			
	6 月以上 9 月未満			99	74	103			
	9 月以上12月未満			100	74	104			
	12月以上			101	75	105			
26	3 月未満			101	75	105			
	3 月以上 6 月未満			102	75	106			
	6 月以上 9 月未満			103	76	107			
	9 月以上12月未満			104	76	108			
	12月以上			105	77	109			
27	3 月未満			105	77				
	3 月以上 6 月未満			106	78				
	6 月以上 9 月未満			107	79				
	9 月以上12月未満			108	80				
	12月以上			109	81				
28	3 月未満			109	81				
	3 月以上 6 月未満			110	82				
	6 月以上 9 月未満			111	83				
	9 月以上12月未満			112	84				

	12月以上			113	85				
29	3月未満			113					
	3月以上6月未満			114					
	6月以上9月未満			115					
	9月以上12月未満			116					
	12月以上			117					
30	3月未満			117					
	3月以上6月未満			118					
	6月以上9月未満			119					
	9月以上12月未満			120					
	12月以上			121					
31	3月未満			121					
	3月以上6月未満			122					
	6月以上9月未満			123					
	9月以上12月未満			124					
	12月以上			125					
32	3月未満			125					
	3月以上6月未満			125					
	6月以上9月未満			125					
	9月以上12月未満			125					
	12月以上			125					

## 和歌山県規則第22号

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地管理規則を廃止する規則

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地管理規則(平成7年和歌山県規則第37号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

## 和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成17年和歌山県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「法律若しくは」を「法令及び」に改め、同項第3号中「次に掲げる電子証明書で教育委員会等が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機から認証できる」を「申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項をこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する教育委員会の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。)であって、次に掲げる」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「名称等」を「名称」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用条例」の次に「第4条第4項又は」を、「電子署名」の次に「(当該電子署名に係る電子証明書が併せて記録されるものに限る。)」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「教育委員会等の」を「教育委員会の」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 教育委員会等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用した申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを申し出た場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 教育委員会等は、前項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を教育委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて教育委員会が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 教育委員会等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから教育委員会が定める期間までに記録しない場合その他教育委員会が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。

4 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第404号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県ふるさと自然公園国民休養地の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により田辺市に委託する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項に基づき、和歌山県が設置する和歌山県ふるさと自然公園国民休養地(以下「国民休養地」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を田辺市に委託する。

- (1) 国民休養地の使用に関すること。
- (2) 国民休養地の維持管理に関すること。
- (3) その他国民休養地の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、田辺市の条

例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、田辺市の負担とする。

（修繕義務）

第4条 委託事務に伴う施設の修繕工事は、田辺市が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

（条例等の制定等の場合の措置）

第5条 田辺市は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに、和歌山県に通知しなければならない。

（協議）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と田辺市が協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。